改正後

（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の八　基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（ＳＩＭロック解除状況報告）

第十条　基地局を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期内に発売した移動端末設備の種別数、毎四半期内のＳＩＭロック（特定のＳＩＭカード（携帯電話を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定をいう。以下同じ。）を設定する種別の移動端末設備の販売台数及び毎四半期内にＳＩＭロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第30（第10条関係）

ＳＩＭロック解除状況報告

年　月　日から
年　月　日まで
事業者名

発売した移動端末設備の種別数	（　）
ＳＩＭロックが設定されていないもの	（　）
ＳＩＭロックの解除に対応しているもの	（　）
ＳＩＭロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数	（　）
ＳＩＭロックを解除した数	（　）
移動端末設備の販売に際して行ったもの	（　）
求めに応じて行ったもの	（　）
自らの判断により行ったもの	（　）
移動端末設備の販売後に行ったもの	（　）
求めに応じて行ったもの	（　）
自らの判断により行ったもの	（　）
参考事項	

改正前

（中古の移動端末設備の取扱状況等報告）

第四条の八　基地局を設置して携帯電話又はＢＷＡアクセスサービスを提供する電気通信事業者は、中古の移動端末設備の入手及び売却等の状況について、様式第二十三の八により、毎報告年度経過後三月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（ＳＩＭロック解除状況報告）

第十条　電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通信事業者及び基地局を設置して携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス（ＰＨＳに係るものを除く。以下この条において同じ。）を提供する電気通信事業者は、様式第三十により、毎四半期内に発売した携帯電話の電気通信役務及び携帯電話・ＰＨＳアクセスサービスに係る移動端末設備の種別数、当該種別数のうち特定のＳＩＭカード（携帯電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者との間で当該電気通信役務の提供を内容とする契約を締結している者を特定するための情報を記録した電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をいう。以下同じ。）を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定（以下「ＳＩＭロック」という。以下同じ。）を解除することが可能なもの並びに毎四半期内にＳＩＭロックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第30（第10条関係）

ＳＩＭロック解除状況報告

年　月　日から
年　月　日まで
事業者名

発売した移動端末設備の種別数	
ＳＩＭロックが設定されていないもの	
ＳＩＭロックの解除に対応しているもの	
ＳＩＭロックを解除した数	
求めに応じて行ったもの	
自らの判断により行ったもの	
参考事項	